

保育園等におけるにおける新型インフルエンザに係る取扱いについて

熊本県の取扱い（登園自粛の取扱い）・・・（下線部を一部変更しました。）

- 1 名でも発生 ⇒ 施設長が子育て支援課と保健所へ報告
- ⇒ 子育て支援課は少子化対策課へ報告

※発症した本人・・・発症した日を「0日」として7日を経過する日まで自宅療養。

また、この7日を経過する日までの期間に、かかりつけ医より「登園許可書」をもらってきても家庭内保育とし、園での集団保育はすべきではない。（12/1 現在、菊池保健所および菊池地域振興局保育担当と協議済み。）

※この自宅療養期間に、保育所に新型インフルエンザが発症した場合は、医学的見地からは集団発生の疑いとして2人目の取扱いとみなす。ただし、経過観察期間（7日間）中の新たな追加発生についての菊池保健所への連絡は不要。

※ただし、園全体（またはクラス限定）の自粛の取扱いについては、以下を参照。

- 同時に2名以上の発生 ⇒ 施設長は、罹患児童の最終登園日を0日として4日間の自粛要請を行う。ただし、園全体を自粛とするか、罹患児童が発生したクラスを限定しての自粛とするかどうかは、状況を見て園長の判断とする。
- ⇒ 施設長が子育て支援課と保健所へ報告
- ⇒ 子育て支援課は少子化対策課へ報告
- ⇒ 県は報道機関へ通知

登園自粛の定義

※最終登園日を0日として4日間の登園自粛経過後も、医学的見地からは、あと3日間はどうなるリスクがあるとのことだが、自粛期間（4日間）後にインフルエンザの罹患児童が発生した場合は、1人目の取扱いとし、登園自粛の延長要請はしない。

※上記のことを鑑み、登園自粛の要請をする2人目としてのとらえ方についても、1人目の最終登園日を0と数えて、4日以内に発生した場合は、集団発生の恐れがあるとして登園自粛の要請を行い、5日間経過後の発生は1人目の取扱い（登園自粛は要請しない）とする。

※今回変更した点につきましては、罹患児童の登園の取り扱いについて解釈の誤りがありましたので、保健所と協議し統一しました。また、自粛が何度も続き、保護者もこれ以上休めないとの苦情・要望がありますので、クラスを絞った形での自粛要請が今後は必要と判断しました。園全体での自粛要請を行うより、クラス等限定したほうが、自粛の協力が得られるかと思えます。